

当座勘定規定の一部改正について

共立信用組合は、「当座勘定規定」について所要の改正を行い、平成23年10月1日より新規定の適用を開始することとしました。

改正内容の詳細については、以下の新旧対照表をご覧ください。

＜新旧対照表＞

※下線部分が改正箇所です。

(改正後)	(改正前)
<p>第23条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は、第24条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p>第24条（解約） ①（略） ② 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 2. 本人が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）</u>に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 <ol style="list-style-type: none"> A <u>暴力団員等が経営を支配している</u>と認められる関係を有すること B <u>暴力団員等が経営に実質的に関与している</u>と認められる関係を有すること C <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用している</u>と認められる関係を有すること D <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしている</u>と認められる関係を有すること E <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> 3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合 <ol style="list-style-type: none"> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の 	<p>第23条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は、第24条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p>第24条（解約） ①（略） ② 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 2. 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 <ol style="list-style-type: none"> A. <u>暴力団</u> B. <u>暴力団員</u> C. <u>暴力団準構成員</u> D. <u>暴力団関係企業</u> E. <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> F. <u>その他前各号に準ずる者</u> 3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 <ol style="list-style-type: none"> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の

業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

- ③ 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第28条（規定の変更等）

1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

- ③ 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

（新設）